

2025年12月10日
九電ネクスト株式会社

2025年青森県東方沖を震源とする地震により被災されたお客さまに対する
電気料金等の特別措置を実施します
— 電気料金の支払期日の延長、不使用日の電気料金の免除などを実施 —

青森県東方沖を震源とする地震により被災されたお客さまに、心からお見舞い申し上げます。当社は、このたびの災害により、災害救助法が適用された地域（2025年12月8日以降、災害救助法が適用された市町村が追加された場合は当該市町村を含む）において、住居等に被害を受けられたお客さまからお申し出があった場合には、電気料金等の特別措置を適用いたします。

I 特別措置の対象地域

災害救助法が適用された市町村
※ 対象市町村は、別紙を参照ください。

II 特別措置の内容

- 電気料金の支払期日の延長
 - 不使用日の電気料金の免除
 - 工事費負担金等の免除
 - 基本料金の免除
- ※ 特別措置の内容は、別紙を参照ください。

III 特別措置の申込み

この特別措置の適用を希望されるお客さまは、下記までお問合せください。

【お問合せ先】

〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神二丁目12番1号
九電ネクスト株式会社 電力販売本部 【TEL】0120-0910-17

※ お申し込み時には、お客さまの被災状況を確認するため、原則として、各自治体より発行される「り災証明書」等を提出していただきます。「り災証明書」等の発行につきましては、各自治体へご確認をお願いいたします。

1 特別措置の対象地域

【青森県】八戸市、三沢市、むつ市、上北郡野辺地町、上北郡七戸町、上北郡東北町、上北郡六ヶ所村、上北郡おいらせ町、下北郡大間町、下北郡東通村、三戸郡南部町、三戸郡階上町

【岩手県】宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畠村、下閉伊郡普代村、九戸郡野田村、九戸郡洋野町

2 特別措置の内容

特別措置の内容	
1 電気料金の支払期日※ ¹ の延長	2025年11月（支払期日が災害発生日以降のものに限る）、12月、2026年1月および2月料金計算分の電気料金の支払期日を1か月間延長します。
2 不使用日の電気料金の免除	被災時から引き続き全く電気を使用されなかった場合、2026年6月末日までに限り、1日あたり基本料金を4%割引いたします。
3 工事費負担金等※ ² の免除	2026年6月末日までの間、家屋再建のための工事費負担金等を免除します。
4 基本料金の免除	電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、2026年6月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除します。

※1 支払期日とは、検針日の翌日から起算して30日目をいいます。

※2 工事費負担金等とは、お客さまへ電気を供給するために施設される設備にかかる工事費のうち、お客さまにご負担いただく費用をいいます。なお、工事費負担金等とは、工事費負担金、臨時工事費、諸工料をいいます。